

託送供給等約款の変更認可申請

2023年9月25日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2023年12月27日を実施日とする託送供給等約款[※]の変更認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、託送供給等約款の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

1. 主な変更内容

○再給電方式(一定の順序)の導入

当社は、基幹系統の混雑解消のため、調整電源以外の電源を含め一定の順序により出力制御する再給電方式(一定の順序)を、2023年12月28日より開始いたします(2023年7月31日ホームページにて公表)。

また、国の審議会で、ローカル系統の混雑解消のため、基幹系統の再給電方式(一定の順序)と同様の出力制御順、出力制御方法で制御することを基本とする整理がなされました。

これら系統混雑解消のための出力制御の実施に向け、系統混雑時に給電指令を行い、それに係る給電指令時補給電力の精算を行うよう、託送供給等約款を見直します。

2. 実施日

2023年12月27日(予定)

以 上

※ 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款

別紙：託送供給等約款の変更内容（概要）

託送供給等約款の変更内容（概要）

1. 再給電方式（一定の順序）の概要

再給電方式（一定の順序）とは、系統混雑を解消するため、調整電源以外の電源も含め一定の順序により電源を出力制御する方式です。

従来は、空き容量がない系統に新たに電源を接続する際は、系統混雑が発生しないよう事前に系統増強工事を実施していました。その後ノンファーム型接続が導入され、新規に電源を接続する際には系統増強工事を必要としないものの、系統混雑時にはこの新規に接続されたノンファーム電源に対して出力制御を実施することとしておりました。

これに替えて2022年12月から再給電方式（調整電源の活用）として調整電源を出力制御する方式を開始しており、さらに今回、再給電方式（一定の順序）として、調整電源以外の電源を含め一定の順序により出力制御する方式を開始します。

再給電方式（一定の順序）の詳細については [2022年7月29日ホームページ公表資料](#) をご覧ください。



2. 再給電方式（一定の順序）に基づく出力抑制に伴う精算

出力制御によって減少した発電量については、当社が他の調整電源の発電量を増やすことにより補填（補給）します。その補填分については、給電指令時補給電力料金として発電契約者と精算します。*

以上

※当社と調整力契約を締結していない電源を出力制御する場合に限ります。調整力契約を締結している電源を出力制御する場合は、混雑処理に伴う制御量と下げ調整単価（V2 単価）に基づき調整力提供事業者と精算します。